

# Well-Being 指標活用ファシリテーター紹介・派遣事業 実施要綱

令和6年10月4日  
国民向けサービス  
グループ統括官決定

## 第1章 総論

### (趣旨)

第1条 この要綱は、デジタル庁が実施する Well-Being 指標活用ファシリテーターの紹介・派遣事業（以下「本事業」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

### (事業目的)

第2条 本事業は、デジタル庁が指定する地域幸福度（Well-Being）指標を活用した標準的なワークショップ（以下「標準ワークショップ」という。）を実施する能力を有する者を養成し、地域の求めに応じて Well-Being 指標活用ファシリテーターを派遣することにより、地域における Well-Being の向上を目指したまちづくりの推進を支援することを目的とする。

## 第2章 Well-Being 指標活用ファシリテーターの養成

### (Well-Being指標活用ファシリテーターの定義)

第3条 Well-Being 指標活用ファシリテーターとは、地域幸福度（Well-Being）指標の内容・分析手法等に関する知識、同指標を活用したワークショップの考え方と手法を習得し、自治体職員、又は地域の住民・NPO・商工会・大学等の関係者（以下「地域住民等」という。）向けの標準ワークショップの講師・ファシリテーターを担当する能力を有する者をいう。

### (Well-Being 指標活用ファシリテーターの業務)

第4条 Well-Being 指標活用ファシリテーターは、第3章の定めに基づき、地域の求めに応じて、自治体職員又は地域住民等を対象とする標準ワークショップの講師・ファシリテーターの業務を担当する。

(Well-Being 指標活用ファシリテーター養成講座)

第5条 デジタル庁は、前条の業務を担う Well-Being 指標活用ファシリテーターを養成するため、Well-Being 指標活用ファシリテーター養成講座を実施する。

2 デジタル庁は、養成講座修了者に対して、そのスキルの更新を図るため、一年に一度の程度の頻度で、知識・スキルの更新を図るための更新講座を提供することとする。

3 第1項及び第2項に定める Well-Being 指標活用ファシリテーター養成講座は、以下の知識及びスキルを養成するためのカリキュラムを持つものとする。

一 地域幸福度 (Well-Being) 指標を活用するにあたり、指標の内容や分析方法等の必要な知識を有すること

二 ファシリテーターとして、標準ワークショップの設計・運営についての基礎的な知識・スキルを有し、標準ワークショップを実施することができること

### 第3章 Well-Being 指標活用ファシリテーター派遣事業

(Well-Being 指標活用ファシリテーター紹介・派遣事業)

第6条 デジタル庁は、Well-Being 指標活用ファシリテーターの紹介・派遣を通じて、地方自治体の職員や地域の住民・関係者（以下「住民等」という。）を対象とする地域幸福度 (Well-Being) 指標を活用した標準ワークショップの実施を支援する。

2 本事業における Well-Being 指標活用ファシリテーターの紹介・派遣は、標準ワークショップの開催のため、次の各号のいずれかに該当する者（以下「地方自治体等」という。）からの申請を受けてデジタル庁が適当であると判断したときに実施するものとする。

一 地方自治体

二 前号の者から推薦を受けた団体

(紹介・派遣の申請)

第7条 前条に定める申請を行う者（以下「申請団体」という。）は、デジタル庁が別に定める派遣申請書をあらかじめデジタル庁に提出しなければならない。

2 デジタル庁は、申請書の内容が適当であると判断した場合は、紹介・派遣を行う Well-Being 指標活用ファシリテーターを、一人若しくは複数人選定しなければならない。

3 デジタル庁は、必要に応じ、地方自治体等及び Well-Being 指標活用ファシリテーターに対し、実施状況に関するヒアリング又は意見交換を実施することができる。

(紹介・派遣の決定)

第8条 デジタル庁は、紹介・派遣について申し出ることを決定した Well-Being 指標活用ファシリテーターと派遣時期・内容等について調整を行い、標準ワークショップを行う Well-Being 指標活用ファシリテーターを決定しなければならない。

2 デジタル庁は、前項の調整結果を踏まえて、申請団体に対して紹介・派遣する者の決定を通知する。

3 デジタル庁は、第1項に定める決定を行うに当たり、必要があると認めるときは、事前に、申請団体及び申請内容に係る関係者に説明を求めることができる。

4 デジタル庁は、第2項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

(変更等の承認)

第9条 前条の通知を受け、紹介・派遣される者の受入を決定した申請団体（以下「派遣受入団体」という。）は、申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめデジタル庁に通知し、申請内容の変更に関し協議しなければならない。ただし、派遣目的に変更をもたらすものでなく、かつ、派遣目的及び派遣事業の推進に影響の少ない軽微な変更である場合は、この限りではない。

2 デジタル庁は、前項の協議を行う場合において、必要に応じ、申請の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

3 派遣受入団体は、やむを得ない理由により派遣を中止しようとするときは、デジタル庁に通知しなければならない。

(派遣決定の取消し)

第10条 デジタル庁は、派遣受入団体が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、第8条の決定の内容（第9条第1項の協議の結果、変更が生じた場合は、その変更後の内容）の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

一 派遣受入団体が、本要綱、これに基づくデジタル庁の処分又は指示に違反した場合

二 派遣の決定後生じた事情の変更等により、派遣事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

三 派遣受入団体が、派遣事業に関して不正又は怠慢その他不適当な行為をした場合

2 デジタル庁は、前項の規定により派遣内容の全部若しくは一部を取り消し又は変更する場合は、派遣受入団体に通知するものとする。

(実施報告)

第 11 条 派遣受入団体及び Well-Being 指標活用ファシリテーターは、個々の派遣が終了後速やかに、それぞれデジタル庁が別に定める実施報告書により、デジタル庁へ報告しなければならない。

2 デジタル庁は、派遣受入団体及び派遣を行った Well-Being 指標活用ファシリテーターを公表することができる。

(支払)

第 12 条 派遣受入団体は、本事業に基づく紹介・派遣が行われたときは、別表で定める額を、標準ワークショップ終了後、速やかに支払わなければならない。

2 派遣受入団体は、標準ワークショップの実施に当たり、Well-Being 指標活用ファシリテーター 1 人あたりの稼働を 1 日 7 時間以内（移動日を含まない。）とするよう務めるものとする。なお、標準ワークショップの実施は、デジタル庁が適当であると判断した場合には、オンラインワークショップ（1 日 7 時間以内）に代えることができる。

(守秘義務)

第 13 条 Well-Being 指標活用ファシリテーターは、本事業により知り得た情報については、公にされている事項を除き、他に漏らしてはならず、デジタル庁及び派遣受入団体の許可なく、本事業における業務の履行以外の目的で使用してはならない。

(その他必要な事項)

第 14 条 本事業に関する庶務は、デジタル庁国民向けサービスグループ及び同グループで指定した委託先等で処理する。

2 本事業の実施に関するその他の必要な事項は、別に定める。

別表（第 12 条関係）

派遣区分	支払先	費用種別	金額
オンライン派遣	Well-Being 指標活用 ファシリテーター	謝金	1 人 1 回あたり 40,000 円（源泉徴収 10.21%を含む。ただし、法人に対して支払う場合は、4,000 円（消費税等）を加算する。）

	ワークショップ開催 支援事業者	ワークショップ 開催支援費	1回あたり 11,000 円(消 費税等を含む。)
現地派遣	Well-Being 指標活用 ファシリテーター	謝金	1人1回あたり 40,000 円(源泉徴収 10.21%を 含む。ただし、法人に対 して支払う場合は、 4,000 円(消費税等)を 加算する。)
		旅費	派遣受入団体の規程に 基づく額
	ワークショップ開催 支援事業者	ワークショップ 開催支援費	1回あたり 11,000 円(消 費税等を含む。)